

いじめ問題に係る鳥羽市の状況

鳥羽市におけるいじめ事案発生状況（H25～R1）の推移（R2.3.31 現在）

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	校数	事例	解消	校数	事例	解消	校数	事例	解消
小学校	4	13	13	3	7	7	2	5	5
中学校	3	4	4	2	2	2	3	6	6
計	7	17	17	5	9	9	5	11	11

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	校数	事例	解消	校数	事例	解消	校数	事例	解消
小学校	8	23	23	8	23	23	6	34	32
中学校	3	3	3	3	8	8	3	8	8
計	11	26	26	11	31	31	9	42	40

	令和元年度		
	校数	事例	解消
小学校	8	21	18
中学校	4	8	8
計	12	29	26

鳥羽市において、「重大事態」は発生していない。

●いじめ防止対策推進法（平成 25 年）

■ いじめの定義 第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■ 重大事態の定義 第 28 条

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは、年間 30 日間を目安とする。）

●いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 文部科学省）

■ いじめが「解消している状態」とは、次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為の解消**：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも 3 か月を目安とする。）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**：被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。